

(平成24年11月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 2 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和38年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月21日から同年4月1日まで

私は、昭和35年4月にA社B工場に入社してから平成11年6月に同社を退職するまで継続して勤務したが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので当該期間を同被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録、A社から提出された申立人に係る人事記録、同社の社史及び「B工場移転によるB工場労働組合解散の件」の文書並びに申立人と同じくA社B工場から同社C工場に異動したとする同僚が所持する昭和38年4月1日付けの辞令などから判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和38年4月1日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る昭和38年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

一方、事業所番号等索引簿によれば、A社B工場は、昭和38年3月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、i) A社から提出された社史により、A社B工場が同年4月に同社C工場に移転した旨の記載が確認できるところ、前述の労働組合の解散に係る文書によれば、同社B工場労働組合が

同年4月1日付けで同社B工場の移転に伴い解散し、申立人を含む23人の従業員が同社C工場労働組合に編入した旨の記載が確認できること、ii) 当該従業員のうち、同年3月21日に同社B工場における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、同年4月1日に同社において同資格を取得するまでの間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できないが、雇用保険の被保険者記録が継続している者が5人以上確認できることなどから判断すると、同社B工場は、申立期間においても、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用事業所ではなくなった旨の届出を行ったと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和42年7月1日に、資格喪失日に係る記録を43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月1日から43年4月1日まで

私は、昭和37年4月にA社に入社し、44年7月に退職するまでの期間は、何度かの転勤はあったが間違いなく継続して勤務していた。しかし、同社C支社から同社B支社へ転勤し、勤務していた申立期間が、国（厚生労働省）の記録では抜け落ちている。調査をして、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録、A社から提出された人事記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和42年7月1日に同社C支社から同社B支社に異動、43年4月1日に同社B支社から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録並びに申立人と同時期に入社した同年齢の同僚に係る申立期間及び申立期間前後の社会保険事務所の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く確認できないことから不明であると回答しているが、申立期間に係るA社B支社の厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録

が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年7月から43年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。